

認定こども園・私立幼稚園

保育料及び副食費のお知らせ（1号認定）

1 保育料及び副食費について

幼児教育・保育の無償化制度が開始されたことにより、1号認定についての保育料は無償化となり、副食費のみの負担となりました。

深谷市在住のかたは、表1の（保育料及び副食費基準額表）に基づき決定した副食費を、在園する認定こども園・幼稚園に納付していただきます。

副食費については、同封の「副食費決定通知書」でご確認ください。

今回決定した副食費は、令和5年3月分までとなります。

※9月に行う副食費の見直しでは、副食費が変更になる場合のみ通知いたします。



副食費を確認してください

【確認方法】

- ① 「副食費決定通知書」で「利用者負担額」を確認
- ② ①の金額を、表1（保育料及び副食費基準額表）で確認
- ③ 表2（副食費多子免除表）で免除の有無を確認（子どもの人数等により免除の有無が異なります）
- ④ ③の確認により、母（父）子世帯、在宅障害児（者）世帯等の適用となっていない場合は、必要に応じて書類の提出をお願いします。
- ⑤ ③の確認により、別居している同一生計の子どもがカウントされていない場合などは、保育課へ相談してください。
- ⑥ 「子どもが3人以上いる場合」は、「3 副食費の免除について」を確認し、該当する場合は申請をお願いします。

表1（保育料及び副食費基準額表）

| 階層 | 市町村民税の状況 | 世帯状況 | 保育料 | 副食費 | | |
|------|------------------------|-----------------------|-----|---------|---------|----------------------------------|
| | | | | 第1子 | 第2子 | 第3子 |
| A | 生活保護世帯 | 全ての世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| B | 市町村民税が非課税の世帯 | 一般 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| B-1 | 市町村民税が非課税の世帯 | 母（父）子世帯 在宅障害児（者）世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| C1 | 市町村民税の所得割の額が77,100円以下 | 一般 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| C1-1 | 市町村民税の所得割の額が77,100円以下 | 母（父）子世帯 在宅障害児（者）世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| C2 | 市町村民税の所得割の額が211,200円以下 | 全ての世帯 | 0円 | 施設が定める額 | 施設が定める額 | 0円 |
| C3 | 市町村民税の所得割の額が211,201円以上 | 全ての世帯 | 0円 | 施設が定める額 | 施設が定める額 | 0円 副食費が発生している場合は別途申請が必要となります。 |

2 多子世帯の副食費の免除について

多子世帯の副食費の免除については表2（副食費多子免除表）のとおりとなります。世帯の収入や世帯構成等の状況により第1子、第2子、第3子以降の負担が異なります。

表2（副食費多子免除表）

| 階層 | 市町村民税の状況 | 世帯状況 | 多子計算の年齢制限 | 副食費 |
|------|------------------------|-----------------------|---|--|
| A | 生活保護世帯 | 全ての世帯 | 「無し」 保護者と生計が同一の子どもは年齢に関わらず対象。 | 第1子以降（免除） |
| B | 市町村民税が非課税の世帯 | 一般 | | |
| B-1 | 市町村民税が非課税の世帯 | 母（父）子世帯 在宅障害児（者）世帯 | | |
| C1 | 市町村民税の所得割の額が77,100円以下 | 一般 | | |
| C1-1 | 市町村民税の所得割の額が77,100円以下 | 母（父）子世帯 在宅障害児（者）世帯 | | |
| C2 | 市町村民税の所得割の額が211,200円以下 | 全ての世帯 | 「有り」 保護者と同一世帯で、 <u>小学校3年生までの子どもに限定。</u> <u>※就学前の子どもは、保育園等に在園していること。</u> | 第1子（施設が定める額） 第2子（施設が定める額） |
| C3 | 市町村民税の所得割の額が211,201円以上 | 全ての世帯 | | 第3子以降（免除） <u>副食費が発生している場合は別途申請が必要となります。</u> |

- 「母（父）子世帯、在宅障害児（者）の世帯」で、上記の多子世帯の副食費免除となっていない場合は、次のもののコピーを保育課へ提出して下さい。

母（父）子世帯：児童扶養手当の証書など、母（父）子世帯を証明できるもの

在宅障害児（者）世帯：同一世帯者の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者年金受給者証、特別児童扶養手当証書など、在宅障害児（者）世帯を証明できるもの

- 市町村民税の所得割の額が「77,100円以下」の世帯で、別居している同一生計の子どもがいる場合は、保育課に相談してください。

- 私立幼稚園等に兄弟が通園等している場合

① 幼稚園（私学助成対象施設に限る）、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部のいずれかの施設に在籍している。

② 児童発達支援または医療型児童発達支援を利用している。

※①または②に該当する場合は、副食費多子免除の対象としていません。兄弟の「在籍・通所証明書」を保育課に提出することにより、副食費多子免除の対象となります。

※「在籍・通所証明書」は、保育課・各総合支所市民生活課にあります。また、深谷市ホームページにも掲載しています。

3 副食費の免除について

★第3子以降の副食費免除について

深谷市では市の単独事業として市民を対象に「第3子以降の副食費」を申請していただくことにより免除できます。

なお、平成30年度以降既に申請していただいている方は、その後一度も退園していない方に限り申請不要となります。

1. 該当するかた

「次の要件を全て満たす子ども」

- ① 子どもが、認可の保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設に在園している。
- ② 「①の子ども」に、同居している兄又は姉が2人以上いる子ども。(同一世帯)
※「①の子ども」の兄又は姉が同居していても、結婚している場合は、別生計とします。
※「①の子ども」の兄又は姉が別居していても、保護者が仕送りしている等、生計が同一であると認められる場合は、同居(同一世帯)とします。

2. 申請に必要なもの

- ① 「利用者負担額減免申請書」
- ② 「多子世帯状況報告書」
※①②の書類は、深谷市ホームページ・保育課・総合支所市民生活課にあります。
- ③ 別居の兄又は姉がいる場合に必要なもの
「生計が同一であることがわかる書類(別居中の兄又は姉の住民票、健康保険証の写し等)」

3. 申請場所

深谷市役所 保育課(6番窓口、郵送可)、総合支所市民生活課

4. 提出期限

令和4年5月13日(金)以降の申請は年度末まで随時受付し、年度内に限り遡り適用します。

※年度を超えての遡りはできません。

4 副食費の見直し時期

市町村民税の年度切替に伴い、毎年9月が副食費の見直し時期となります。

- ・令和4年4月～8月分の副食費…令和3年度(令和2年分所得)の市町村民税で算定
- ・令和4年9月～令和5年3月分の副食費…令和4年度(令和3年分所得)の市町村民税で算定

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------|----|----|----|----|----------------|-----|-----|-----|----|----|----|---------|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月(見直し) | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月(見直し) |
| 令和3年度の市町村民税で算定 | | | | | 令和4年度の市町村民税で算定 | | | | | | | |

※9月に行う副食費の見直しでは、副食費が変更になる場合のみ9月中旬頃通知いたします。

5 副食費の納付方法

副食費の納付については、在園する園で徴収を行います。
毎月の納付日や納付方法については、在園する園に確認をお願いします。

6 その他注意事項

- ・ 結婚、離婚等により保護者に変更があった場合、修正申告等により市町村民税が変更になった場合等は、副食費の免除有無を変更しますので、必ず手続きをしてください。
- ・ 副食費の免除有無の算定対象者の市町村民税が未申告の場合、転入した方の課税証明書の提出がない場合等は実際の市町村民税額に関わらず副食費を「施設で定める額」としています。ただし、税の申告または課税証明書等の提出をしていただいた場合は、再度副食費の免除判定を行います。



深谷市イメージキャラクター
ふっかちゃん

【問い合わせ先】

深谷市役所 こども未来部 保育課 保育係
〒366-8501 深谷市仲町11番1号
電話 048-574-8648 (直通)

